

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1778号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則第6-1043号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (加算額等) | (加算額等) |
| 第4条 (略) | 第4条 (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 | 3 一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |
| (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u> | (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u> |
| (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万6,000円</u> | (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万3,000円</u> |
| (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万4,000円</u> | (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u> |
| (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>3万2,000円</u> | (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万6,000円</u> |
| (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>4万円</u> | (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万3,000円</u> |
| (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>4万6,000円</u> | (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万8,000円</u> |
| (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>5万2,000円</u> | (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万3,000円</u> |
| (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>5万8,000円</u> | (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>4万8,000円</u> |
| (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>6万4,000円</u> | (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>5万3,000円</u> |
| (10) 2,500キロメートル以上 <u>7万円</u> | (10) 2,500キロメートル以上 <u>5万8,000円</u> |
| (届出) | (届出) |
| 第7条 (略) | 第7条 (略) |
| 2 前項の場合において、同項の規定による配偶者等との別居の状況等を総務事務システム、 <u>情報処理システム</u> （電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を入力することにより届け出たときは、職員は同項の規定による届出をしたものとみなす。 | 2 前項の場合において、同項の規定による配偶者等との別居の状況等を総務事務システム（電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）を利用して職員の服務、給与等に係る請求等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を入力することにより届け出たときは、職員は同項の規定による届出をしたものとみなす。 |

3 (略)

附 則

1 (略)

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、3万円とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3 (略)

附 則

1 (略)

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第84号)附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。